

令和３年度 財政健全化比率及び資金不足比率の公表

令和３年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率について、監査委員の審査を経て、９月定例町議会に報告しました。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第３条第１項及び第２２条第１項の規定により公表いたします。

１．健全化判断比率

４ 指 標	令和３年度	令和２年度	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	－ (△2.69%)	－ (△2.83%)	15%	20%
②連結実質赤字比率	－ (△8.64%)	－ (△9.86%)	20%	30%
③実質公債費比率	10.1% (10.0%)	10.5% (9.7%)	25%	35%
④将来負担比率	33.3%	54.3%	350%	

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字額がないため「－（該当なし）」で表示し、参考に黒字の比率を（△）で掲載しています。実質公債費比率の下段については、単年度の数値を掲載しています。

①実質赤字比率については、一般会計において１億２,960万円の黒字であり、実質赤字は生じていないことから該当しません。

②連結実質赤字比率については、国民健康保険事業特別会計及び介護保険事業特別会計並びに後期高齢者医療事業特別会計の実質収支額の合計では１億６,556万円の黒字で、また、公営企業会計である水道事業会計では１億１,425万円の黒字、公共下水道事業特別会計でも６64万円の黒字となっており、一般会計を含めた全体では４億１,605万円の黒字となっていることから該当しません。

③実質公債費比率は、前年度の１０.５％から０.４％改善しています。

④将来負担比率については、前年度の５４.３％から２１.０％改善しており、早期健全化基準の３５０％を大幅に下回っているため問題はありません。

健全化判断比率については、４指標とも早期健全化基準を下回り、健全な水準となっています。

2. 資金不足比率

公 営 企 業 会 計 名	令和3年度	令和2年度	経営健全化基準
水道事業会計	— (△73.9%)	— (△105.6%)	20%
公共下水道事業特別会計	— (△5.7%)	— (△6.2%)	20%

※資金不足比率は資金不足がないため「—（該当なし）」で表示し、参考の実質黒字額による比率を下段に（△）で掲載しています。

資金不足比率についても、各特別会計ともに実質収支は黒字であり、資金不足を生じた公営企業はありません。

3. 健全化判断比率及び資金不足比率とは

(1) 実質赤字比率

福祉、教育、まちづくりなどを行う一般会計の赤字額を町税や地方交付税等の財源の規模と比較して指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標です。

毎年4月に始まり3月に終わる町の会計年度における歳出は、歳入の範囲内で行うことが原則であり、歳出に対して歳入が不足し、赤字が生じることは望ましくありません。この赤字を解消するには、翌年度の歳入を充てる繰上充用や、翌年度に支払を延ばす支払繰延などがあり、実質収支は赤字となります。赤字額を翌年度において、歳入確保又は歳出削減ができなければ、更に赤字額が累積していくことになります。

(2) 連結実質赤字比率

すべての会計の赤字と黒字を合算して、町全体の赤字の程度を把握するため、町税や地方交付税等の財源の規模と比較して指標化し、地方公共団体全体としての財政運営悪化の度合いを示します。

地方公共団体の会計は、一般会計の他に料金収入等を主な財源として事業を実施している水道や下水道といった公営企業など複数の会計に分かれています。

一般会計が黒字でも別の会計に赤字が多くあれば、その団体全体として見たときの財政状況は良いとは言えません。例えば、水道料金を財源として独立採算で行っている水道事業の赤字額は、その事業の経営努力と料金収入で解消することが原則ですが、料金収入等で解消できなければ、地方公共団体としてその赤字に対処しなければならず、一般会計にも大きな影響を与えかねません。

(3) 実質公債費比率

借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度(危険度)を示します。

一般会計の借入金や公営企業等ほかの特別会計の借入金に対しての一般会計から繰り出す経費、また、近隣町との組合により整備したゴミ処理関係施設に係る負担金なども一般会計の負担となります。こうした借入金、負担金を合算し、一般財源の標準的な規模と比較して指標化したもので、この比率が高まるほど、財政の弾力性が低下し、一般会計の資金繰りが危険な状態になります。

(4) 将来負担比率

一般会計の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の内、現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示します。

一般会計が将来支払っていく負債には、町の長期借入金残高のほか、公営企業など他会計の借入金残高のうち、一般会計が負担するもの、また、一部事務組合に係る借入金のうち、町の負担分などがあります。こうした現時点で想定される将来の負担を財政規模と比較して指標化したもので、この比率が高い場合、財政運営が圧迫されるなど問題が生じる可能性が高いと言えます。

(5) 資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標です。

公営企業の経営状況を、公営企業の料金収入に対する資金不足の規模で表したもので、この比率が高くなるほど、料金収入で資金不足を解消するのが難しくなります。

4. 算定結果の分析

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率は、一般会計及び他の5特別会計の実質収支が黒字決算となったことから算定されません。

(1) 実質公債費比率

前年度と比較すると0.4%改善しております。改善の主な要因は、起債元利償還金の額が増加したものの、普通交付税の交付額が増加したことによるものです。

実質公債費比率の早期健全化基準は25%ですが、18%を超えると各種事業の実施にあたっての借入金为国の許可を要することから、改善することを目指しています。

(2) 将来負担比率

前年度の 54.3%と比較すると 21.0%改善し 33.3%となりました。早期健全化基準は 350%であるため、「安全ライン」にあると言えます。改善の主な要因は地方債現在高及び公営企業債等繰入見込額が減少したことによるものです。令和 3 年度の借入金の額は、令和 2 年度と比較すると 2 億 1,067 万円増の 9 億 2,690 万円となっており、借入金残高については令和 2 年度末で 82 億 9,172 万円あったものが、令和 3 年度末では 81 億 8,163 万円と 1 億 1,009 万円減少しました。その借入金には過疎債や合併特例債といった、後年度に交付税措置のある借入が多く、将来的に交付税措置を受けられる額は、令和 2 年度の 82 億 4,512 万円より 5,487 万円減の 81 億 9,025 万円となります。

将来負担すべき実質的な負債額は、令和 3 年度決算時で約 13 億円であり、単年度の標準財政規模 48 億円以内になっています。

安平町は、市町村合併により合併特例債や合併前は追分町、合併後は追分・早来地区（全町）での過疎債の適用など多くの優遇措置を受けています。しかし、社会情勢は目まぐるしく変化し、町の財政にも大きく影響していくことから、今後に備えて行政の在り方、事務事業の見直し、住民との協働体制などを検討していく必要があります。

※用語解説

1. 標準財政規模とは、地方公共団体の一般財源の標準的な大きさを示す指標で、実質収支比率、経常収支比率や公債費比率などの基本的な財政指標の分母となる重要な数値です。地方税や地方交付税など地方公共団体が自由に使えるお金の大きさを表しております。
2. 過疎債とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の指定を受けた過疎地域が、自立促進することで住民福祉の向上や地域格差を是正するための借入金で、借入の 7 割が交付税措置されます。
3. 合併特例債とは、市町村合併後の地域振興や旧地域間の格差是正等のため認められる借入金で、安平町では令和 7 年度まで借り入れることができ、借入の 7 割が交付税措置されます。

問合せ先 : 政策推進課財政グループ（総合庁舎）
電話 : 22-2751（直通）